

保護者 各位

群馬県立沼田高等学校長 長岡 剛生

『奨学のための給付金』の申請について

平素、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、県では、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減する「奨学のための給付金」を給付しています。

「奨学のための給付金」の御案内と申請書類をお届けしますので、**貴世帯が給付対象になると見込まれ、給付を希望する場合は、**下記により申請期限までに必要書類を御提出ください。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、災害等により収入が激減し、家計が急変した世帯（非課税相当世帯）も奨学のための給付金の対象世帯としています。

詳しい制度内容につきましては、別添チラシ（両面）を御参照ください。

記

1 対象者（いずれかの世帯区分に該当すること）

ア) 生活保護（生業扶助）受給世帯

イ) 令和4年度県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

（お手元にある市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書や納税通知書等でご確認ください）

ウ) 家計急変による非課税相当世帯

※必ず、要件を満たしていることを確認してから提出してください。

対象でない場合は提出する必要はありません。

2 提出期限及び提出先

令和4年9月1日（木）までに、**沼田高校事務室へ提出**してください。提出期限を過ぎますと申請できなくなりますので、御注意ください。

なお、7月2日以降に家計急変した世帯に限り、令和5年1月16日（月）まで申請できます。

3 その他

申請等について御不明な点等がある場合には、下記担当までお問い合わせください。

担当
群馬県立沼田高等学校
事務室 吉沢
TEL 0278-23-1313
(8:30~16:50)